

舟形町結婚サポートセンター入会申込要項

第1条 概要

舟形町結婚サポートセンター（以下、「センター」という。）は、舟形町まちづくり課所属の出先機関で、結婚を希望する男女に出会いの場を提供するために設立された組織です。

センターでは、各種イベントやスキルアップセミナーなどの企画運営、利用者への情報提供及びそれに附帯するサービスや必要な助言等を行います。

第2条 会員資格

男性：舟形町在住の結婚するために、結婚するために自らも努力される20歳以上の独身の方に限ります。

女性：舟形町内外問わず、結婚するために自らも努力される20歳以上の独身の方に限ります。

第3条 会員登録

個人情報の管理を徹底するため、申込手続きは原則ご本人が行なってください。センターで入会手続きを行いますので、以下の必要書類を提出してください。

- ・入会申込書
- ・プロフィール表
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・本人及び住所が分かる証明書類（免許証、パスポート、健康保険証など）
- ・L版写真（準備が難しい場合はご相談ください）

※証明書類については、コピーを頂いてからお返し致します。

※会員登録に係る費用は無料です。ただしイベント等へ参加する場合は、参加料が必要です。

※会員登録後「会員証」を発行致しますので、ご利用の際は必ずご持参ください。

第4条 個人情報保護

入会申込書やプロフィール表等に記載された個人情報については、センター職員が漏えいのないよう安全管理に努め、運営のみに利用します。

第5条 利用上の注意

- ・センターで知り得た個人情報については、会員期間中及び退会後も秘密を守り、第三者に漏らしてはいけません。
- ・センターを介して知り合った相手と交際を始めたとき、婚約したとき及び交際が不調に終わったときは、直ちにこれをセンターに連絡してください。なお、会員自らの責任により誠実に交際するものとし、交際の課程及び交際の中止で生じた事故その他のトラブルについて、センターは一切責任を負わないものとします。

- ・センターは、ご希望の条件の方とのお引き合わせの実現を必ずお約束するものではありません。ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

第6条 会員登録の取消

会員が退会を申し出た場合、結婚が決まった場合は、会員登録の取消（退会手続き）を行います。

また退会后、再度入会を希望する場合は、改めて登録の手続きを行ってください。

第7条 会員登録の抹消

入会及び入会后に以下の項目に該当する行為があった場合は、センターの入会をお断り、又は登録を抹消することができるものとします。

- ・前項第5条に同意できない場合、又は違反した行為があった場合
- ・偽り、その他不正な手段で入会した場合、又は入会しようとした場合
- ・センターの指導・指示に従わなかった場合
- ・乱暴な言動や行為があった場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）である場合、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- ・センターや他の会員の名誉や信用を傷つけた場合
- ・その他、センターの運営に支障があると判断した場合